第87回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時: 平成24年10月12日(金) 14:00~16:00

2 場 所:中央合同庁舎第2号館 総務省共用1101会議室

3 出席者

座長大森彌秋山收加藤陸美谷昇小早川光郎松尾邦弘

(総務省)行政評価局長 宮島 守男大臣官房審議官 岩田 一彦行政相談課長 田名邊 賢治行政相談業務室長 花田 聡

4 議題

(1) 事案

- ① 留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善 (新規)
- ② 郵便ポストの取集時刻における土曜日の表示の明確化(新規)
- ③ 軽自動車の廃車に係る届出の郵送による受付(継続)
- ④ 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収(継続)
- (2) 報告
 - ① 地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善促進(経過報告)
 - ②(i) 保管場所証明(車庫証明)手続の簡素化(あっせん)
 - (ii) 介護保険制度における通院等乗降介助の適用範囲の拡大(通知)
 - (iii) 特殊定期乗車券の払戻し(あっせん)
 - (iv) カードによる医療費の支払方式の拡大(回答)

5 議事概要

(1) 事案

① 留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善

〈〈事案の概要〉〉

留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する時(刑事施設に移送されると被収容者となる。)に、留置業務管理者(警察署長等)が委嘱した医師が当該被留置者に処方した薬が残っている場合、全て廃棄処分することとされており、移送先の刑事施設では新たに医師による診察、投薬が行われることとなっている。

被留置者等に対する医療行為は公費により行われているため、残った薬を処分してしまうことは、公費の無駄遣いになる。また、移送先の刑事施設において、直ちに医師による診察、投薬が受けられるとは限らず、継続的に服薬を要する被収容者が一時的に服薬することができなくなるおそれがあるため、被収容者の健康管理の観点から問題があるので、現行の仕組みを見直してもらいたい。

(松尾委員)

被留置者が移送された場合、留置施設で服用していた薬を留置施設に置いてきてしまい、薬は持ってきていない。被収容者から薬が欲しいとの申し出があった場合、刑事施設の医師がいない時にはどう対応しているのか。

(事務局)

外部の医師に診てもらうか、刑事施設の医師と連絡を取り、こういう薬を 飲んでいる被留置者が移送されるという情報を医師に伝え、医師の指示に従 っている。

(大森座長)

留置施設では、毎日、薬を被留置者に渡しているのか。

(事務局)

留置施設が処方薬を保管し、服用時にその都度被留置者に渡している。

(大森座長)

留置施設では、薬を被留置者に処方する前に医師が本人を診察して処方薬を決めており、処方どおりにその都度薬を渡している。その場合には一定期間分の薬を指定しているはずであり、毎日処方するということはあり得ない。その期間に刑事施設に移送された場合には、留置施設の医師の投薬の指示は、診察の結果として処方している期間は有効である。しかるべき人が薬を渡せばいいのであり、服用できないことがおかしいのではないか。移送のときの処方薬の取扱いを変えれば済むはずである。

もう一つは、留置施設で投薬したのは公費で行っているのだから刑事施設 には持って行けないということであるが、そこはどうするのか。

(松尾委員)

大森座長の話は、健康管理上遺漏のないような引継ぎと身柄の利害という 意味の引継ぎのことであり、薬を服用すること自体は簡単だと思う。移送当 日の朝に薬を服用していない場合には、刑事施設で服用できるように伝えて 持っていくことにすればいいのではないか。

毎日服用する薬は、一日服用しないことにより体調に変化をきたす場合があるので、薬を服用できなくてもいいというやり方はできないのではないか。 医師の申し送り等はすると思うが、この移送者は毎日服用しているからこの薬を持っていくので移送先での服用が必要である旨伝えるとか、あるいは、あらかじめ引継ぎが行われて、その薬が刑事施設に用意されている状況がつくられるのが望ましいのではないか。

(大森座長)

薬をきちんと服用できる仕組みを作ってもらう必要がある。

薬を捨てるのなら、引き継いで刑事施設で服用させてもらえれば済む話である。

(加藤委員)

移送者の感情にもよるのではないか。ケースによっては、きちんと持っていく方がよい。

留置施設と刑事施設間において相互に信頼しないと解決しない。

(小早川委員)

一般には、薬局で薬を買って、どこかに移るときも自分で持って行って服用できる。自由を奪われている留置施設では、薬を処方されて服用させてもらえるが、移送時に薬そのものを引き渡してくれない。刑事施設に移動するときに自分で持っていく自由を奪われた人には、自由を奪った側の責任がある。現状、責任が果たされているかどうかということだ。

(松尾委員)

移送連絡票に薬の名前を書いて、毎日の投薬が必要不可欠だということが 双方で分かるようにしていないといけない。薬の情報を重要情報として書く 欄が必要である。毎日服用が必要である旨の注意書きができるようにすれば どうか。また、重度の障害が出かねないような状況があれば、移送連絡票に 投薬状況を詳しく書くこととしてはどうか。公費支出したから留置施設から 外へ出るときには私物とはさせないという場合は、留置施設で作成した処方 せんを引き継いではどうか。

(秋山委員)

そのとおりだと思うが、事務的に引き継いで刑事施設側が処方するというのが現在の仕組みである。今一歩進んで、薬の現物を引き継げば良いのではないかという話である。解決する上で刑事施設と留置施設との間で不信があるとすれば不信を払拭してもらい、一歩進んで薬を引き継げば良いという話である。

(松尾委員)

事故が起こらないように、自由を奪った人たちにもきちんと服用できるようにするということである。医師の権限やほかの要素でできないということもあるが、健康被害がないようにすることを汲んだ形で薬が使われることを考える話である。

(大森座長)

当事者間で調整し、次回の会議で終わらせたい。自由を拘束しているのだから、公的機関として、きちんと医療が受けられるような手順を作っていただきたいという方向でいかがか。

② 郵便ポストの取集時刻における土曜日の表示の明確化

〈〈事案の概要〉〉

私がよく利用する郵便ポスト(高松市内)の取集時刻の表示区分は、平日と休日に区分されている。土曜日に投函しようとしたところ、平日であれば、取集時刻に間に合うが、休日であれば、最後の取集が終了している時間帯であり、土曜日が平日と休日のどちらに区分されるかわからなかったため、最寄りの郵便局に持参した。郵便物の取集における「土曜日」の取扱いをはっきりわかるように表示してもらいたい。

(秋山委員)

2区分ポストにおける土曜日の表示について、「平日(土曜日含む。)」等の表示に変更する対応がとれない他の理由は、あるのか。

(事務局)

日本郵便株式会社の考え方は、全国一律の表示板を作成し、支社などに配り、今のものと取り替えるということだが、事務局ではテープを貼ることで分かるのではないかと伝えている。しかし、土曜日が平日であるということは周知の事実だというところに彼らは固執している。

(小早川委員)

そのような対応が問題である。土曜日がどちらに入るかということも大事である。

(谷委員)

郵便局が土曜日で休みならば誤解するのではないか。

(松尾委員)

国民に広く知れ渡っているからやらないというのは、会社の姿勢としてはいかがか。費用の点に関しては、ビニールテープを用意して貼れば 100 円もかからないのではないか。それを一度やるだけなので、そんなに手間ではないのではないか。国民の利便性を考えれば、会社の言い分に納得いかない。

(大森座長)

郵便法施行規則で土曜日は平日扱いと知られているということは、国民目線で考えていない。

(加藤委員)

かつては、土曜日は休みではなかったが、国民生活においては土曜日の位置づけが不明確になっていることを踏まえ、土曜日は平日なのか休日なのか、 国民にわかりやすい表示に変更すべきだと思う。

(大森座長)

これ以上の議論は必要ないと思う。

③ 軽自動車の廃車に係る届出の郵送による受付

〈〈事案の概要〉〉

軽自動車を廃車にするときは、郵送での届出が認められていない。一部の 市区町村では、総排気量 125cc 以下の原動機付自転車のナンバープレートの 返納も含め廃車手続を郵送で行うことができる。

軽自動車は、バイクと同じように登録制度がないのだから、郵送で廃車できるようにしてほしい。

(大森座長)

当事案については、委員のご意見がまとまれば、あっせんの方向で対応してもらうことになると思うが、いかがか。

(秋山委員)

相当複雑な手続きなので、国交省が心配するのはもっともなところもある のではないかという感じがする。窓口へ出頭すればその場で補正や訂正がで きるが、郵送だとそれができないことがあるので、やや心配な点があるよう に思うが、いかがか。

(事務局)

確かに、郵送手続は、その場で修正ができないので、秋山委員の言うとおりであると思う。しかし、郵送の仕方、書き方をマニュアル、パンフレット等でアドバイスできるようにすれば、対応できるのではないかと考えている。いわゆる原動機付自転車の場合には、品川区や横浜市等で郵送手続を行っ

ている。品川区の場合、受付件数の約2割が郵送である。事務的にどのくらいの差があるのかと聞いてみたが、直接窓口に来られる場合は、1件5分程度かかり、郵送の場合は、開封したり、発送の手続きが必要になり7分くらいかかるということである。また、郵送の場合は、窓口を開けている時間以外にも事務処理ができ、混雑を緩和できるメリットがあると聞いている。

軽自動車の廃車手続は、解体届出と返納解体届出の2種類あるが、解体届 出は受理行為だけなので、あっせんの方向で進めることは可能であるが、解 体返納届出は、軽自動車税の市区町村への通知関係とナンバープレートの確 認等があるので、改善に時間がかかる面があると国土交通省は説明している。

解体に係る届出における訂正については、以前、秋山委員からどのくらい 訂正件数があるのかという話があったが、約2割の訂正がある。また、訂正 の内容は、押印漏れや住所変更した時に住民票の写しを添付していないこと であった。この問題は、ホームページ等に明記すれば、改善が可能ではない かとして、国土交通省と意見調整を進めている。

(秋山委員)

原動機付自転車の廃車手続は、軽自動車の廃車手続きの流れが全部当てはまるのか。

(事務局)

軽自動車税申告書という書類とナンバープレートの確認が基本的に当てはまる部分だと思う。申請書類は、軽自動車税申告書と解体届出が一緒になった申請書である。また、自動車検査証は、原付バイクにはないので、ナンバープレートを発行したという標識交付証明書を添付させている。

(秋山委員)

書類の枚数や記入する内容は変わらないのか。

(事務局)

内容は変わらない。

(大森座長)

あっせんをすれば、関係機関は応じるのか。

(事務局)

解体届出等については、対応の方向で調整が進んでいる。

(秋山委員)

事務手続は、相当慎重に進めているとの説明を聞いているし、また、先方も了解しているのであれば、私もこれ以上の危惧はないと思う。

(大森座長)

本日の議論の方向であっせんするということで、いかがか。

④ 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収

〈〈事案の概要〉〉

私の息子は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から奨学金を受けながら専門学校に通っていたが、体調不良により退学することとなった。退学に当たり、機構の相談窓口である「奨学金返還相談センター」に奨学金の返還手続を照会したところ、「奨学金の返還開始までに6か月の据置期間があり、もし据置期間中に返還したとしても、返還日は、据置期間終了後の初回返還期日となるため、待機期間中の利息が発生する」との説明を受けた。

直ちに返還しても、待機期間終了後に返還したものとして、その期間中の利息を取るということに納得できないので、6か月の据置期間を置かずに返還する場合には利息をとらないようにする等柔軟な対応をしてほしい。

(大森座長)

据置期間の利息の再計算について、事務局から機構には提案したのか。

(事務局)

そのとおりである。

(大森座長)

利息の再計算については拒絶されたのか。

(事務局)

慎重な検討が必要であるという回答を受けている。

(松尾委員)

利息の再計算にかかるシステムの改修費に6千万もかかるものなのか。費用については、検証することはできないのか。

(事務局)

機構が業者に見積もりをさせた結果である。事務局で費用を検証するのは 難しい。

(大森座長)

システムの改修については、少しプログラムを修正すれば改善できると思っていても、実際にはプログラム全体の改修が必要となり膨大な費用がかかると言われている。

(事務局)

機構では、マイナンバー法の施行に伴うシステム改修も予定しており、それと合わせて実施すれば割安に出来るとは説明しているが、どこまで安く出来るかということは詰めていない。

(小早川委員)

費用の問題が重要であることは分かるが、問題は据置利息の制度が間違っているのではないかということである。それを直すのに費用がかかるのは、ある程度仕方がないことである。機構は貸金業者ではないので、利息がなくなるのは困ると言われても、それは本来の趣旨からすれば、違うと思う。あくまで、奨学生にとって公正な制度であるべきであるということが基本である。

(大森座長)

推進会議としては、機構の説明を十分に理解しつつ、利息の再計算方式であっせんの方向で機構と協議するということでいかがか。

(2) 報告

- ① 地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善促進(経過報告)
- ②(i) 保管場所証明(車庫証明)手続の簡素化(あっせん)
 - (ii) 介護保険制度における通院等乗降介助の適用範囲の拡大(通知)
 - (iii) 特殊定期乗車券の払戻し(あっせん)
 - (iv) カードによる医療費の支払方式の拡大(回答)
- ※委員から発言なし。

以 上